

**記載例**

**相手方（振込口座等）登録（新規）**

申請日には提出した年月日を、適用日には下記の内容を適用する年月日をご記入ください。

静岡市長

申請日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

適用日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

同意事項を確認の上、口にし点をご記入ください。

申請書の内容を確認し、下記の事項に同意の上、申請します。

- 静岡市から受け取る支払い金のうち口座振替払については、下記の指（申請書に口座情報の記入をした場合のみ）
- 当申請書に記入した情報について、静岡市の財務会計システムに登録
- 源泉徴収事務（源泉徴収対象者のみ）

変更の場合は変更する項目すべてに○を付けてください。

変更・廃止の場合は、お知らせ済みの番号をご記入ください。

※平成30年度から、これまでの番号(8ケタ)の、2ケタ目と3ケタ目の間に00が挿入され、10ケタに変換されます。

【例】  
これまで：05123456  
平成30年度から：0500123456

下記の該当項目に○を付けてください。

新規	変更	法人名	代表者	住所	廃止	相手方番号														会計室受付印	
		口座	個人番号(マイナンバー)																		
		その他( )																			

注1:請求書と同じ内容を記入してください。 注2:権限の委任がある場合は、別紙委任状を添付してください。

注3:消えるボールペン及び修正液等は使用しないでください。

法人名	フリガナ シズオカシヤクシヨコウギョウカブシキガイシャ <b>静岡市役所工業株式会社</b>	代表者	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク シズオカ タロウ 代表取締役 <b>静岡 太郎</b>
生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日	(電話番号)	(ファクシミリ番号)
所在地	〒(420-0001) <b>静岡市葵区追手町〇番△号</b>		
個人番号	※源泉徴収事務に利用するため、マイナンバーをご提供ください。 ※この欄は、源泉徴収対象者（静岡市及び静岡市公営企業から報酬、謝金、賃金等を受け取る方）以外は記入しないでください。		※本人確認方法 ※静岡市担当職員記入欄※ <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード と 運転免許証 又は その他 ( ) <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し と 運転免許証 又は その他 ( )

源泉徴収対象の方のみご記入ください。担当職員が右記により本人確認をさせていただきます。

通常口座 注4:口座情報の確認のため、口座情報が確認できるもの(通帳の写し等)を提示又は添付してください。

口座内容	金融機関名	銀行コード	支店名	支店コード
	追手町 銀行 信用金庫 農協	1 2 3 4	支店	0 0 1
預金種目	口座番号(右詰め)	口座名義(カタカナで記入してください)		
1普通	1 1 1 1	シズカシヤクシヨコウキョウ(カ)		

前払金口座(工事・建設コンサル登録で、前払金専用の口座を開設している場合のみ記入してください。)

口座内容	金融機関名	銀行コード	支店名	支店コード
	銀行 信用金庫 農協		支店	
預金種目	口座番号(右詰め)	口座名義(カタカナで記入してください)		
1普通				

(静岡市担当課の確認)

上記の記載内容に誤りがないこと、口座情報が確認書類と一致していることを確認しました。

所属名

確認者氏名

(署名又は記名)

担当者氏名

(連絡先)

# 相手方登録について

## 1 相手方登録とは

相手方登録とは、静岡市と取引のある皆様方への支払手続きを確実かつスムーズに行うため、ご住所、氏名、振込口座情報等を「相手方(振込口座等)登録申請書」により、あらかじめ登録させていただくものです。

相手方登録が完了すると、個別の『相手方番号』が付番されます。

## 2 相手方登録完了後の流れ

- ① 相手方登録が完了すると、「相手方確認票」をご記入いただいた住所に送付します。登録内容をご確認の上、保管してください(ただし、相手方確認票の送付は新規登録の場合に限ります。)
- ② 相手方確認票には、『相手方番号』が記載されています。  
静岡市に対する請求書に、『相手方番号』を記載していただければ、振込口座情報の記載なしで登録の口座に振込をさせていただきます。  
これによって、請求書に記載する項目を減らすとともに、口座情報を直接記載した請求書を受渡しするよりも情報管理の面からも安全といえます。

### 【相手方番号のケタ数について】

平成30年3月31日まで：0から始まる8ケタの番号

平成30年4月1日から：0から始まる10ケタの番号

※8ケタの番号をお持ちの場合は、平成30年4月1日から自動的に10ケタの番号に変換しています。

## 3 その他

- ① 源泉徴収の対象となる場合には、個人番号(マイナンバー)の記載及び本人確認へのご協力をお願いします。
- ② 病院局については、この相手方登録制度をご利用できません。また、上下水道局については、請求書への口座情報の記載省略はできません。
- ③ 相手方登録申請書に記載された情報は、静岡市からの支払業務(源泉徴収事務を含む。)以外には使用しません。
- ④ 相手方登録申請を行わないと、静岡市からの支払(源泉徴収対象業務は除く。)ができないということではありません。

## 提出・記入上のご注意

- 1 「新規、変更(変更内容)、廃止」の、該当する項目に○をつけてください。
- 2 申請日は本申請書を市へ提出する年月日、適用日は申請内容を適用する年月日を記入してください。
- 3 消えるボールペン及び修正液等は使用しないでください。
- 4 相手方と異なる口座名義人に振込みを希望する場合は、別紙「委任状(相手方登録申請用)」を添付してください。
- 5 振込通知(支払通知)は、「はがき」による郵送となります。
- 6 口座情報の確認のため、口座情報が確認できるもの(通帳の写し等)を提示又は添付してください。
- 7 すべての同意事項にご同意いただけない場合は、相手方登録はいたしません。  
(ご同意いただける場合は、各項目の□にレ点をつけてください。)

静岡市から受けるすべての支払金の受領について委任する場合に使用

(相手方登録申請用)

# 委 任 状

年 月 日

相手方登録申請書の適用日と同日

(あて先) 静 岡 市 長

私は、  
を代理人と定め、静岡市から受ける  
支払金の受領に関する一切の権限を委任します。

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名